大雪の被害により災害救助法が適用された地域のご契約者の皆さまへ

大雪による被害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

2月14日からの大雪に係る被害により、長野県、群馬県、山梨県および埼玉県において、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じていることから、長野県、群馬県、山梨県および埼玉県は、災害救助法の適用を決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記『 au 損保 カスタマーセンター 』までお問い合わせください。

■ 災害救助法適用市町村

[長野県] (法適用日:2月15日)

- ・茅野市(ちのし)
- ・北佐久郡軽井沢町(きたさくぐんかるいざわまち)
- ・北佐久郡御代田町(きたさくぐんみよたまち)
- ・諏訪郡富士見町(すわぐんふじみまち)

[群馬県]

- ・安中市(あんなかし) (法適用日:2月15日)
- ・藤岡市(ふじおかし) (法適用日:2月17日)
- 多野郡上野村(たのぐんうえのむら) (法適用日:2月17日)
- ・多野郡神流町(たのぐんかんなまち) (法適用日:2月17日)
- ・甘楽郡下仁田町(かんらぐんしもにたまち) (法適用日:2月17日)
- ・甘楽郡南牧村(かんらぐんなんもくむら) (法適用日:2月17日)
- ・吾妻郡高山村(あがつまぐんたかやまむら) (法適用日:2月17日)
- ・吾妻郡東吾妻町(あがつまぐんひがしあがつままち) (法適用日:2月17日)
- ・沼田市(ぬまたし) (法適用日:2月18日)

[山梨県]

- ・甲府市(こうふし) (法適用日:2月15日)
- ・富士吉田市(ふじよしだし) (法適用日:2月15日)
- ・都留市(つるし) (法適用日:2月15日)
- ・大月市(おおつきし) (法適用日:2月15日)
- ・ 韮崎市 (にらさきし) (法適用日:2月15日)

- ・笛吹市(ふえふきし) (法適用日:2月15日)
- ・上野原市 (うえのはらし) (法適用日:2月15日)
- ・ 西八代郡市川三郷町 (にしやつしろぐんいちかわみさとちょう)

(法適用日:2月15日)

- ・南巨摩郡早川町(みなみこまぐんはやかわちょう) (法適用日:2月15日)
- ・南巨摩郡身延町(みなみこまぐんみのぶちょう) (法適用日:2月15日)
- ・南巨摩郡忍野村(みなみこまぐんおしのむら) (法適用日:2月15日)
- ・南都留郡山中湖村(みなみつるぐんやまなかこむら) (法適用日:2月15日)
- ・南都留郡鳴沢村(みなみつるぐんなるさわむら) (法適用日:2月15日)
- ・南都留郡富士河口湖町 (みなみつるぐんふじかわぐちこまち)

(法適用日:2月15日)

- ・北都留郡小菅村(きたつるぐんこすげむら) (法適用日:2月15日)
- ・北都留郡丹波山村(きたつるぐんたばやまむら) (法適用日:2月15日)
- ・北斗市(ほくとし) (法適用日:2月18日)
- ・甲州市(こうしゅうし) (法適用日:2月18日)
- ・南都留郡西桂町(みなみつるぐんにしかつらちょう) (法適用日:2月18日)

[埼玉県] (法適用日:2月17日)

- ・ 秩父市 (ちちぶし)
- ・飯能市 (はんのうし)
- ・秩父郡横瀬町 (ちちぶぐんよこぜまち)
- ・ 秩父郡皆野町 (ちちぶぐんみなのまち)
- ・秩父郡長瀞町(ちちぶぐんながとろまち)
- ・秩父郡小鹿野町 (ちちぶぐんおがのまち)
- ・児玉郡神川町 (こだまぐんかみかわまち)

■ ご照会窓口

au 損保 カスタマーセンター	0800 - 700 - 0600 (無料)
	営業時間:9時~18時(年末年始を除く)

以上